29財主財第224号 平成30年4月1日

殿

は予断を許す状況にない。

東京都副知事

 川 澄 俊 文

 長谷川
 明

 猪 熊 純 子

平成30年度予算の執行について(依命通達)

我が国経済は、雇用・所得環境の改善が続く中で、景気は緩やかな回復が続くことが期待されるものの、アメリカと中国との貿易摩擦の激化など、世界経済を巡る環境への懸念や、金融資本市場の変動の影響など、今後の景気動向には注視が必要である。一方、都税収入は、堅調に推移しているものの、こうした景気動向の影響に加え、平成30年度税制改正では地方消費税における清算基準の不合理な見直しが強行され、さらに、平成31年度税制改正において、国は、地方法人課税における新たな偏在是

そのため、都民をはじめ、都議会、都内自治体などオール東京で一丸となり、他の 道府県とも連携しながら、理解と共感を広げ、あらゆる機会を捉えて都の主張を強力 かつ戦略的に展開していく。

正措置を検討するとしており、都財政への影響の拡大が懸念されるなど、その先行き

こうした財政環境の中、今日の都政は、待機児童の解消や超高齢社会への対応、災害に強い都市づくりの推進など、直面する課題の解決に向けた戦略的な施策の展開とともに、成長分野の育成・強化や経済活動を支える都市機能の強化など、日本経済を牽引する東京の更なる活力向上に向けた取組を推進していくことが求められている。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、ICTやIoT、AIなど、最 先端技術が日進月歩で進化する現在の社会状況を踏まえ、都民目線に立った施策を時 機を挽することなく確実に講じていく必要がある。

同時に、開催まで2年余となる東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とレガシー構築に向けて万全を期すとともに、日本各地との連携や観光振興な

ど、日本全体の持続的成長につながる施策を積極的に展開していかなければならない。 都政に求められる役割が多様化・高度化する今、都がなすべきことは、「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」に掲げる将来像と、その先の明るい東京の将来「Beyond2020」を見据え、都民ファーストの視点から、実効性の高い施策を構築するとともに、不断の改革を進め、施策展開を支える財政対応力を中長期的に堅持していくことである。

こうしたことから、平成30年度予算は、「将来を見据えて財政の健全性を堅持しつつ、東京2020大会の成功とその先の未来に向けて、都政に課せられた使命を確実に果たしていく予算」と位置付け、

第一に、「セーフ シティ」「ダイバーシティ」「スマート シティ」の3つのシティの実現、「新しい東京」の創出を目指し、東京の持つ無限の可能性を引き出す取組を積極的に推進すること

第二に、従来にも増して創意工夫を凝らし、より一層無駄の排除を徹底するなど、 ワイズスペンディング(賢い支出)で都民ファーストの視点に立った取組を推進する こと

第三に、東京 2020 大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進することを基本として編成した。

平成 30 年度予算の執行に当たっては、予算に計上した施策の目的が確実に達成されることが極めて重要であり、その趣旨に沿って時機を逸することなく着実に実施する必要がある。

さらに、予算の執行過程においても、事業評価などを通じ、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しを不断に行い、一つひとつの事業の効果が最大限に発揮されるよう、従来にも増して創意工夫を凝らし、賢い支出に努めることが一層重要となる。そして、これらの取組による改善の方策については、平成30年度予算の執行のみならず、平成31年度の予算編成にも確実に反映させていかなければならない。

よって、貴職におかれては、現下の都財政の状況と課題を職員に十分周知徹底し、下記の事項に留意の上、予算の執行に万全を期されたい。

この旨、命によって通達する。

記

# 第1 全般的事項

1 都の行う全ての事業について、予算執行の過程においても、事業評価の取組などを通じ、施策の効率性や実効性をより一層高める努力や工夫を徹底して行い、導き出された改善の方策等を事業計画や執行などに的確に反映していくこと。

また、事業評価の取組については、歳出はもとより、歳入や特別会計(準 公営企業会計を含む。)についても、多面的な検証を行い、その結果を執行、 歳入確保などに的確に反映していくこと。

- 2 「2020改革」の取組に係る事業については、「2020改革プラン」 に掲げられた改革の基本理念や手法などを十分踏まえ、その取組の成果を 予算の執行などに的確に反映していくこと。
- 3 予算の執行に当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について十分に検証し、その結果を的確に反映していくこと。

## 第2 歳出について

- 1 「平成30年度予算編成方針」を基本に、効率的な予算執行の観点から更に精査を行った上で、年間執行計画を策定するとともに、「人が生きる、人が輝く東京へ 重点政策方針2017」に掲げられた戦略の実現に向けた積極的な取組をはじめとした、「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」に掲げる将来像の実現に向けた取組など、予算に計上した事業について、時機を逸することなく取り組むとともに、その目的が確実に達成できるよう着実な執行を図ること。
- 2 事業の実施に当たっては、最少の経費をもって最大の効果が図れるよう、その 経済性、効率性を確保することはもとより、都民ファーストの視点に立ち、あら ゆる創意工夫により経費の一層の節減と都民サービスの更なる向上を図るなど、

各局の責任の下で不断の見直しを行うこと。

3 投資的経費については、東京 2020 大会の開催に向けた競技施設等の着実な整備、無電柱化の推進など災害に強いまちづくり、都市機能を進化させる骨格幹線道路等のインフラ整備などに対し重点的に財源を配分したところであるが、執行に当たっては、市場の動向を踏まえ予定価格を適正に設定するとともに、品質確保の観点にも配慮しつつ、迅速な事業着手と発注時期の平準化など計画的な事業執行に努めること。

なお、国庫補助事業については、都への配分状況に十分留意すること。

4 東京2020大会の開催準備に係る取組を着実かつ効果的に推進するなかで、予算執行の過程においても、継続的にコスト縮減を図るなど、不断の 見直しを行うこと。

また、共同実施事業については、共同実施事業管理委員会において、経費精査やコスト管理、執行統制の強化等を行うことはもとより、更なるコスト縮減に向けた取組を徹底すること。

5 監理団体については、多様な視点から経営改革を進めるとともに、効率 的かつ効果的な事業執行を図るよう、適切な指導監督を行うこと。

なお、監理団体を通じて実施している都事業についても、引き続き事業 評価を行い、これまでの取組状況、成果等の分析・検証を進め、その結果 を執行などに的確に反映していくこと。

また、監理団体以外の団体を通じて実施している都事業についても事業 評価を行い、その結果を執行などに的確に反映していくこと。

6 不測の事態に備えるとともに、経費の更なる効率的執行を図るため、局において必要な経費の一部を保留すること。

## 第3 歳入について

1 都税収入については、経済の動向に留意しつつ、課税対象を的確に把握し、脱漏のないように努めることはもとより、区市町村との連携や機動的

な組織運営によって、より一層滞納整理を促進するなど、税収確保に向け た取組を推進すること。

2 国庫支出金については、都市基盤の整備をはじめ、ハード・ソフト両面 において首都東京が推進すべき取組の重要性を踏まえ国に十分な働き掛け を行い、需要に応じた配分が得られるよう努めること。

また、関係省庁に対し、財源調整措置の廃止など国庫支出金制度の改善合理化について引き続き強く要望することで、国庫補助金の内示に際し、不交付団体に対する特別な調整を行うことのないよう働き掛けること。

3 その他の収入についても、予算計上額を確保することはもとより、引き 続き事業評価を行い、更なる収入確保の取組を進めることで、増収に向け て最大限の努力を図っていくこと。

また、貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ること。

#### 第4 特別会計

特別会計(準公営企業会計を含む。)については、施策の効率性・実効性を 一層向上させる観点から、引き続き事業評価を行い、その結果を執行などに 的確に反映させていくこと。

#### 第5 予算関係事案の処理について

- 1 予算関係事案のうち、次の各号のいずれかに該当するものを決定しようとする場合は、財務局に協議すること。
- (1) 次に掲げるものに係る事案
  - ア 都政運営に関する一般方針の確定
  - イ 都が執行すべき事務事業に係る基本的な方針及び計画の設定、変更 及び廃止

- ウ 成立した予算に係る事務事業についての基本的執行方針の決定
- エ 成立した予算に係る局の事務事業についての執行計画の設定、変更 及び廃止
- (2) 委託料の支出に係る事案のうち、調査委託等で別に財務局長が指定する事案
- (3) 落札差金及び設計差金の使用に係る事案
- (4) 用地会計による用地取得に係る事案
- (5) 前各号に掲げるもののほか、別に財務局長が指定する事案
- 2 財務局への協議は、知事決定事案については財務局長、局長決定事案に ついては財務局主計部長、部長又は課長決定事案については財務局主計部各 課長(財政課長、予算各課長及び公債課長)に対して行うこと。

【問合せ先】 財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669